

宮崎県青少年自然の家 指定管理者募集要領

令和5年7月

宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課

宮崎県青少年自然の家指定管理者募集要領

目 次

1	指定管理者を募集する施設の概要	1
2	指定管理者が行う管理の基準	3
3	指定管理者が行う業務の範囲	5
4	指定期間	7
5	経理に関する事項	7
6	募集に関する事項	9
7	申請に関する事項	10
8	指定管理候補者の選定に関する事項	13
9	指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項	16
10	リスク管理、責任分担に関する事項	17
11	業務の引継に関する事項	18
12	管理運営状況の把握等に関する事項	19
13	業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	19
14	その他管理運営にあたっての留意事項	19
15	様式・添付資料	20
16	問合せ先	20

宮崎県青少年自然の家指定管理者募集要領

公の施設の管理については、平成 15 年 6 月の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に「指定管理者制度」が導入されたところです。

これにより、宮崎県では、公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 7 号。以下「条例」という。）及び教育関係の公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 36 号。以下「教育関係条例」という。）に基づく宮崎県青島青少年自然の家、宮崎県むかばき青少年自然の家及び宮崎県御池青少年自然の家並びに宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）の管理運営について、平成 18 年 4 月から同制度を導入しておりますが、第四期の指定期間が満了するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 244 条の 2 第 3 項、条例第 10 条の 2 及び教育関係条例第 5 条の規定に基づき、第五期となる令和 6 年 4 月以降の指定管理者を募集します。

1 指定管理者を募集する施設の概要

(1) 施設の名称

- ① 宮崎県青島青少年自然の家（宮崎市）
教育関係条例に基づく「宮崎県青島少年自然の家」を兼ねています。
- ② 宮崎県むかばき青少年自然の家（延岡市）
教育関係条例に基づく「宮崎県むかばき少年自然の家」を兼ねています。
- ③ 宮崎県御池青少年自然の家（都城市）
教育関係条例に基づく「宮崎県御池少年自然の家」を兼ねています。

※ 上記の 3 つの施設を一括して管理運営する必要があります。

(2) 設置目的

自然体験活動、野外活動、スポーツ活動、交流活動や集団宿泊生活を通じて規律・協同・友愛・奉仕の精神を体験的に学習し、豊かな情操や社会性を養うとともに、社会変化に主体的に対応し、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成を目的としています。

(3) 施設の概要

	宮崎県青島 青少年自然の家	宮崎県むかばき 青少年自然の家	宮崎県御池 青少年自然の家
所在地	宮崎市大字熊野 字藤兵衛中州	延岡市行藤町760番 3	都城市夏尾町5988番30
開 所	昭和50年 9 月	昭和58年 4 月	平成 3 年10月
建物規模	本 館：地上 3 階 地下 1 階 総合研修館：地上 2 階	地上 3 階	地上 2 階
敷地面積	53,843㎡	20,379㎡	43,168㎡
建築面積	5,526㎡	4,196㎡	4,210㎡
主な施設	宿泊室（304人） 10人部屋×8 20人部屋×10 2人部屋×4 4人部屋×4 研修室 大研修室 中研修室 小研修室 1A研修室 創作研修館 和室 体育館 食堂（170人） 運動広場 キャンプ場（150人） 炊飯棟 営火場	宿泊室（200人） 8人部屋×19 12人部屋×3 研修室 第1研修室 第2研修室 会議室 創作室 体育館 食堂（240人） 運動広場 キャンプ場（125人） 野外炊飯場 営火場 天体観測ドーム 地上12.6m，直径5m 口径400m反射望遠鏡	宿泊室（200人） 16人部屋×2 8人部屋×19 2人部屋×2 3人部屋×4 研修室 大研修室 小研修室×2 創作室 体育館 食堂（230人） 運動広場 キャンプ場（246人） 野外炊飯場 営火場

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 基本方針

1 - (2) に記載の施設の設置目的を達成するため、事業実施、施設の管理、サービスの提供等に努めることとします。

(2) 休所日

休所日は、青少年自然の家管理規則（平成 17 年宮崎県規則第 85 号）及び少年自然の家管理規則（平成 17 年宮崎県教育委員会規則第 26 号）（以下「管理規則」という。）に定める以下の日です。

- ・ 毎週月曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・ 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

なお、指定管理者が必要と認める場合は、上記の休所日に青少年自然の家を利用させることができます。

また、指定管理者は、必要があると認めた場合は、あらかじめ県の承認を得て、臨時に休所日の変更等を行うことができます。

※ 休所日については、県民サービスの向上と費用対効果の観点から、各申請者で十分検討の上、事業計画書において提案してください。

なお、指定管理者の提案によっては、管理規則を改正することもあり得ます。

(3) 利用の許可等

① 青少年自然の家を利用できるのは、以下に該当する者で構成される 5 人以上の団体です。ただし、指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、5 人未満の団体に青少年自然の家を利用させることができます。

- ・ 勤労青少年
- ・ 児童、生徒及び学生
- ・ 青少年の育成指導に当たっている者
- ・ その他指定管理者が適当と認める者

② 指定管理者は、申請者から利用許可申請書の提出があり、適当と認められる場合、利用許可書を交付します。このとき、必要があるときは利用許可書に必要な条件を付すことができます。

また、以下に該当するなどし、適当ではないと認められる場合には、不許可通知書を交付します。

- ・ 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・ 青少年自然の家をき損するおそれがあると認められるとき。
- ・ その他青少年自然の家の管理運営上支障があると認められるとき。

③ 利用許可を受けた者が許可の取消しを申し出るときは、許可取消申出書を指定管

理者に提出しなければなりません。指定管理者は、この許可取消申出書の提出があったときは、申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨通知します。

- ④ 指定管理者は、必要があると認めるときは、区域を定めて、青少年自然の家の利用を制限することができます。
- ⑤ 指定管理者は、青少年自然の家における秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者、青少年自然の家の施設及び設備をき損するおそれがあると認められる者、その他青少年自然の家の管理運営上支障があると認められる者に対し、利用を拒み、又は退去を命ずることができます。

(4) 関係法令の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、以下の法令等を遵守する必要があります。

- ・ 条例、教育関係条例、管理規則、その他施設の管理運営に係る県の条例、規則および諸規定
- ・ 地方自治法、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）等の行政関係法令
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）等の労働関係法令
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）その他施設・設備の維持管理、保守点検等に関する法令
- ・ 宮崎県行政手続条例（平成 7 年宮崎県条例第 29 号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、宮崎県情報公開条例（平成 11 年宮崎県条例第 36 号）その他情報公開に関する法令
- ・ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）
- ・ その他関係法令

(5) 個人情報の保護

施設の管理業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たり、個人情報の保護に関する法律のほか別途協定書で定める個人情報取扱特記事項を遵守する必要があります。

(6) 守秘義務の遵守

管理業務に関し知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはいけません。

また、指定期間終了後の場合も同様の取扱いとします。

なお、管理業務の一部を第三者に委託等した場合、当該第三者に対しても同等の義務を負わさなければならないことに留意してください。

(7) 情報公開への対応

宮崎県情報公開条例の規定に基づき、施設の管理に関して保有する情報の公開に努める必要があります。

(8) 公益通報制度への対応

宮崎県職員公益通報制度実施要綱の規定に基づき、指定管理者並びにその従事者もその通報をし、又はされる対象者となります。

(9) 業務の包括的第三者委託の禁止

施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、宮崎県の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。

なお、委託し、請け負わせることができる第三者は、個人の場合は本人、団体の場合は役員又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者以外の者とします。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 青少年自然の家の利用に関する業務

青少年自然の家の施設の利用許可等に関すること。

(2) 青少年自然の家の利用料金に関する業務

青少年自然の家の利用料金の設定、収受に関すること。

(3) 青少年自然の家の維持及び保全に関する業務

施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関すること。

(4) 青少年自然の家及び周辺の自然環境を生かした自然体験活動等の実施に関する業務 (主催事業運営に関する業務)

一般県民（幼児から大人まで）を対象として、指定管理者自らが企画、募集、実施する研修事業に関すること（この事業の実施に必要な経費は、県からの委託料に含まれます。）

※ 社会教育施設として、青少年健全育成に関する諸課題に対応する各種体験活動を企画、実施することとします。令和5年度に各施設で計画されている主催事業を参考に、目的に応じて活動内容を工夫するなどし、主催事業の内容を提案してください。なお、県が特に必要と認め、指定する事業（指定事業）については、事業内容を県と協議の上、実施することとします。

(5) 利用団体の利用目的に応じた研修活動の計画及び実施に関する助言、実技指導等に関する業務（受入事業指導に関する業務）

施設利用者に対し、その利用目的に応じて提供する各種研修活動に関すること

※ 利用者の研修目的（団体内部の結束力を高める、自然体験を行い豊かな心を育む、子どもの創造力を高める、規律ある団体行動を行う等々）に応じて適切な研修活動を提供し、実技指導を行うこととします。この各種研修活動について、その内容等を具体的に提案してください。

(6) 青少年の自然の家の設置目的を踏まえた上で実施する利用者サービスの向上に資する業務（自主事業運営に関する業務）〈該当がある場合のみ〉

「3（4）青少年自然の家及び周辺の自然環境を生かした自然体験活動等の実施に関する業務（主催事業運営に関する業務）」及び「3（5）利用団体の利用目的に応じた研修活動の計画及び実施に関する助言、実技指導等に関する業務（受入事業指導に関する業務）」以外で、公の施設の設置目的等を踏まえた上で、自らの創意工夫により、利用者のサービスの向上に寄与する内容の自主事業を実施する場合は、その内容等を具体的に提案してください。

※ 自主事業の実施に当たっては、あらかじめ県の承認を受けることとし、県の承認後であっても、実際の事業内容が公の施設の設置目的等に反する場合は改善を求めることがあります。なお、改善が認められない場合は承認を取り消すことがあります。

(7) 利用者の安全の確保に関する業務

施設内外の警備、衛生管理等、利用者の安全確保に関すること

※ 利用者の多くは抵抗力の弱い小中学生であるため、施設利用中に事故が生じないように努めることが重要です。この安全確保について、不審者対策、食中毒対策、感染症対策、活動中の事故防止等、考えられる事故及び大規模自然災害（地震津波、霧島新燃岳の火山活動の活性化）発生時の避難等に対し、具体的な対策を提案してください。

(8) その他施設運営に必要な業務

- ① 利用団体間の調整に関すること
- ② 施設利用のルール（毛布のたたみ方、掃除等）の利用者への周知に関すること
- ③ 食堂（レストラン）の運営に関すること
- ④ 入浴施設及び設備（ボイラー等）の管理に関すること
- ⑤ 利用者の宿泊に関すること
- ⑥ 利用者数及び満足度等の統計に関すること
- ⑦ 庶務・経理に関すること
- ⑧ 各種調査に関すること

- ⑨ 県との連絡調整に関すること
- ⑩ 事業計画書、収支予算書の作成に関すること
- ⑪ 事業報告書、収支報告書の作成に関すること
- ⑫ 指定管理期間の終了にあたっての引継業務に関すること
- ⑬ その他管理運営のために必要な業務

※ 指定管理候補者となった場合に県と協議しながら決定します。

4 指定期間

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、青少年自然の家の適正な管理を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 経理に関する事項

(1) 管理に要する経費

青少年自然の家の管理に要する経費は、県から支払う委託料（指定管理料）及び利用料金収入により賄うこととします。

① 指定管理料

以下に定める基準価格の範囲内で、申請者から各年度の金額の提案を求めます。

なお、指定管理料の具体額は、提案された金額に基づき、指定管理者と県が協議の上、協定書の中で定めます。

【基準価格】

年額 308,132千円(消費税及び地方消費税を含む。)

総額(5年間) 1,540,660千円(同上)

※ 県からの指定管理料はこの額以下として、御提案ください。

② 利用料金収入

利用団体は、指定管理者へ利用料金を支払うこととしており、利用団体が支払う利用料金は、指定管理者の収入とします。

ただし、単年度の当該収入が基準額(年間5,601千円)を上回った場合、その2分の1相当額を県に納入していただきます。

指定管理者は、公の施設に関する条例に定める額の範囲内で、あらかじめ県の承認を受けて利用料金を定めることができます。

③ 修繕費

基準額には年間15,500千円(施設合計)の修繕費が含まれています。

修繕費が、3施設合計で年間15,500千円に満たない場合は、その差額を県に返還することとしています。

④ 備品購入

一品当たり10万円以上の物品については、指定管理者との協議の上、県が予算の範囲内で購入し無償貸与します。一品当たり10万円未満の物品については、指定管理者が購入してください。

(2) 区分会計の独立と管理口座

施設管理に関する会計について、指定管理者は、自身の法人等、自主事業等の他の会計と区分独立した経費帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくことになります。

(3) 公租公課、保険

① 公租公課

指定管理者は、法人税や事業所税などが課税される場合があります。申請者は、必要に応じて、管轄の市町村、税務署等の関係機関にお問い合わせください。

② 保険

県所有の施設に係る火災保険の経費は宮崎県の負担とします。

なお、指定管理者には、以下に示す指定管理者の帰責事由に基づく賠償に必要な保険の経費を負担していただきます。

ア 青少協賠償責任保険制度

- a 加入窓口：独立行政法人国立青少年教育振興機構
- b 保険内容：独立行政法人国立青少年教育振興機構が定める内容
- c 加入する期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日
- d 加入目的：指定管理者の瑕疵により利用者等に損害を与え、法律上、指定管理者に多額の賠償責任が生じたとき、指定管理者の経営に支障を来さないため
- e 保険料：独立行政法人国立青少年教育振興機構が定める額

イ 青少協見舞金制度

- a 加入窓口：独立行政法人国立青少年教育振興機構
- b 保険内容：独立行政法人国立青少年教育振興機構が定める内容
- c 加入する期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日
- d 加入目的：利用者等に事故が生じ、指定管理者の法的責任の有無に関わらず、指定管理者が道義的な責任から見舞い等に要する経費が多額となったとき、指定管理者の経営に支障を来さないため
- e 保険料：独立行政法人国立青少年教育振興機構が定める額

ウ 自動車任意保険

- a 加入窓口：指定管理者が保険会社を比較し、判断すること
- b 保険内容：県が次のとおり指定する基準以上
 - ・ 対人賠償保険：無制限
 - ・ 対物賠償保険：無制限
 - ・ 人身傷害保険：3,000 万円
 - ・ 搭乗者傷害補償保険：1,000 万円／人
- ※ 自賠責保険は、対人 3 千万円を補償
- c 加入する期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
- d 加入目的：不慮の事故等により指定管理者に多額の賠償責任が生じた場合、指定管理者の経営に支障を来さないため
- e 保 険 料：指定管理者が保険会社と協議し、決定すること

エ 原動機付自転車に係る任意保険

- a 加入窓口：指定管理者が保険会社を比較し、判断すること
- b 保険内容：県が次のとおり指定する基準以上
 - ・ 対人賠償保険：無制限
 - ・ 対物賠償保険：無制限
 - ・ 人身傷害保険：3,000 万円
 - ・ 搭乗者傷害補償保険：1,000 万円／人
- ※ 自賠責保険は、対人 3 千万円を補償
- c 加入する期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
- d 加入目的：不慮の事故等により指定管理者に多額の賠償責任が生じた場合、指定管理者の経営に支障を来さないため
- e 保 険 料：指定管理者が保険会社と協議し、決定すること

(4) 青少年自然の家における自動販売機の設置

青少年自然の家における自動販売機の設置については、「県有施設における自動販売機設置者の公募選定について」（平成 22 年 2 月 9 日付け 213-1850 総務部長通知）に基づき、県が公募により設置者を選定した上で設置し、その貸付料は県の収入となります。なお、応募がない場合は、設置できないことがあります。

6 募集に関する事項

(1) 募集要領の配布

① 配布期間・時間

令和 5 年 7 月 6 日（木）から令和 5 年 9 月 7 日（木）

平日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

② 配布場所

宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課

住所：〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1

電話：0985(26)7041 F A X：0985(26)3416

※ 募集に関する情報は、県のホームページからダウンロードすることも可能です。

(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kodomo-katei/kyoikukosodate/kodomo/20230627155658.html>)

また、郵送で請求する場合は、140 円切手を貼付した返信用封筒を同封の上、上記配布場所宛てに請求してください。

(2) 現地説明会の開催

① 開催日程等

日 程	場 所
令和 5 年 7 月 25 日 (火)	宮崎県青島青少年自然の家 (宮崎市大字熊野字藤兵衛中州)
令和 5 年 7 月 28 日 (金)	宮崎県むかばき青少年自然の家 (延岡市行藤町 780)
令和 5 年 7 月 26 日 (水)	宮崎県御池青少年自然の家 (都城市夏尾町 5988-30)

② 参加人員

各団体 3 名以内

③ 参加申込方法

令和 5 年 7 月 18 日 (火) 午後 5 時 15 分までに、現地説明会参加申込書 (様式第 9 号) を郵送、F A X 又は電子メールでこども家庭課に提出してください。

(3) 質問事項の対応

① 受付期間

令和 5 年 7 月 6 日 (木) から 8 月 31 日 (木) まで

※ 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

② 受付方法

質問票 (様式第 8 号) を郵送、F A X 又は電子メールでこども家庭課に提出してください。なお、口頭、電話による質問は受け付けません。

③ 回答方法

質問者及び現地説明会参加者全員に F A X 又は電子メールにより随時回答します。なお、質問及び回答内容は、県ホームページに公表します。

7 申請に関する事項

(1) 申請者の資格要件

指定管理者の申請資格を有するのは、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体である必要があります。なお、個人による申請はできません。

- ① 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ④ 県から、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 複数の団体による共同申請（グループ申請）

複数の団体でグループを構成して申請（以下「グループ申請」という。）する場合、次の事項について留意してください。

- ① 適切なグループの名称を設定し、代表となる団体又は代表者を選出する必要があります。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
- ② 代表となる団体は、(1) ①～⑧の要件を、その他の構成団体は (1) ②～⑧の要件を満たす必要があります。
- ③ グループの構成団体は、別のグループ申請の構成団体となり又は単独で申請することはできません。
- ④ グループ申請の場合は追加書類があります。グループを構成する理由・必要性やグループ内における業務分担等について明記してください。

(3) 申請手続

① 申請書類

指定管理者の指定を受けようとするものは、次の書類を提出してください。

- ・ 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

- ・ 事業計画書（様式第 2 号）
- ・ 定款、寄附行為、規約又はこれに準ずる書類
- ・ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（3 か月以内に取得したもの）
- ・ 法人以外の団体にあつては、代表者の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- ・ 直近 3 事業年度分の決算書類（事業報告書、損益計算書、貸貸対照表、財産目録又はこれに準ずる書類）

※ 新たに設立する又は設立初年度の団体にあつては、収支予算書又はこれに類する書類に代えること。また、設立 2 年目の団体にあつては前事業年度に係る書類、3 年目の団体にあつては、前事業年度及び前々事業年度に係る書類を提出すること。

- ・ 団体の概要及び業務内容、実績等が確認できる書類（様式第 3 号）
- ・ 国税及び地方税に関する納税証明書（未納がないことの証明書）（過去 1 年分）

※ 新たに設立する団体及び設立初年度の団体にあつては不要です。

- ・ 役員の名、生年月日及び住所を記載した書類（様式第 4 号）
- ・ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第 11 号）

※ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第 11 号）については、申請書類の添付がなければ申請を受け付けることができませんが、その記載内容（実施状況等）については、二次審査における配点対象外です。

- ・ 誓約書（様式第 12 号）

（グループ申請の場合の追加書類）

- ・ グループ構成団体一覧表（様式第 5 号）
- ・ グループ申請届（様式第 6 号）
- ・ 宮崎県青少年自然の家管理運営業務に関するグループ協定書（様式第 7 号）

② 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

なお、副本は複写可。また、製本やホチキス留めは行わないでください。

③ 受付期間・時間

令和 5 年 8 月 1 日（火）から令和 5 年 9 月 7 日（木）まで

※ 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

④ 提出方法・場所

持参又は郵送により次の場所に提出してください。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、最終日の午後 5 時 15 分までに必着のこと

【提出場所】

宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課（県防災庁舎 5 階）

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

⑤ 留意事項

- ・ 申請書類は、日本工業規格のA4サイズとします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
- ・ 申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とします。
- ・ 提出された申請書類は原則として返却しません。
- ・ 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ・ 提出後の申請書類の訂正及び差し替えは原則として認めません。また、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- ・ 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第10号）を提出してください。
- ・ 申請書類は、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報又は団体の正当な利益を害する恐れのある情報等を除き、開示の対象となることがあります。
- ・ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の選定の公表その他必要な場合には、一部又は全部を無償により、申請者の許諾無しで使用できるものとします。
- ・ 申請書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
- ・ 申請時点で県内に事業所又は事務所を設置していない団体については、指定の議決までに登記事項証明書を提出するものとします。

8 指定管理候補者の選定に関する事項

指定管理候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、次のとおり審査を行い、最も優れた申請者を選定します。

(1) 審査・選定方法

① 書類審査

申請書類により、7（1）で示した資格要件の適合、その他の形式的要件について書類審査を行います。

審査結果については、速やかに、申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

② 宮崎県青少年自然の家指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査

選定委員会は、以下の委員により構成します。

役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長	佐保 忠智	南九州短期大学名誉教授
委 員	田中 克弥	公認会計士
委 員	丸目 直美	宮崎県青少年団体連絡協議会事務局長
委 員	甲斐 周作	宮崎市立広瀬小学校長
委 員	三田 明生	宮崎市立田野中学校長

選定委員会においては、書類審査を通過した申請者に対し、プレゼンテーションやヒアリングを実施し、8 (2) ～ (5) に示す選定基準等に基づき審査します。

審査の具体的な実施日時、場所、方法等については、別途申請者に通知します。

③ 宮崎県青少年自然の家指定管理候補者選定会議（以下「選定会議」という。）による確認

選定会議は、以下の委員により構成します。

議 長	福祉保健部長
副議長	こども政策局長
委 員	福祉保健課長 こども家庭課長 行政改革推進室長 生涯学習課長

選定会議では、選定委員会の審査結果を、こども家庭課において8 (2)～(5)に示す選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかの確認を行います。

④ 指定管理候補者の選定、公表

知事の決裁により、指定管理候補者を選定します。

結果については、指定管理候補者選定後速やかに、選定委員会に参加した申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

また、県ホームページにおいても、申請者名や審査結果等の概要を公表します。

なお、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、申請者ごとの得点状況、審査概要等について開示する場合があります。

(2) 選定対象の除外等

申請者が次のいずれかに該当するときは、指定管理候補者の選定の対象から除外し

ます。また、指定管理者の指定後に次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、指定の取り消しを行います。

- ① 複数の事業計画書を提出したとき
- ② 選定委員会の委員、当該事務に係る県職員に個別に接触したとき
- ③ 申請書類等の記載内容に虚偽又は不正があったとき
- ④ 県が支払う指定管理料について、県が示す基準価格を超える提示をしたとき
- ⑤ その他、募集・選定等に当たり不正な行為があったと県が認めたとき

(3) 選定基準

指定管理候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき行います。

- ① 運営に関する基本方針が示され、管理規則で定める利用対象者の平等な利用が確保されていること
- ② 事業計画書の内容が、青少年自然の家の効用を最大限に発揮するものであること
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること
- ④ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること
- ⑤ 地域経済への配慮、環境への配慮、育児休業制度など子育てに配慮した取組、障がい者雇用等に対する団体としての取組が図られていること

(4) 審査項目、配点

(3) の選定基準をもとに、以下に示す審査項目、配点により審査します。

選定基準	審査項目	配点
①運営に関する基本方針及び管理規則で定める利用対象者の平等な利用の確保等	ア) 施設運営に関する基本方針	15
	イ) 平等な利用の確保等	
②青少年自然の家の効用を最大限に発揮する事業計画	ア) 利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	30
	イ) 青少年健全育成や施設のPR、職員の資質向上等に寄与する魅力的かつ実行可能な主催事業の提案	
	ウ) 青少年健全育成のために効果的かつ実行可能な各種研修活動の提案	
	エ) 休所日に関する提案	
	オ) 利用者サービス向上に関する取組及び利用者数確保への取組に関する提案	
	カ) 施設等の維持管理の適格性	

③経費の縮減等	ア) 指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	15
	イ) 業務遂行のための適切な経費の積算	
	ウ) 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
④事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有すること	ア) 必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制、職員の能力育成）	35
	イ) 継続的に安定した運営が可能な財政的基盤	
	ウ) 過去の類似事業の実績、評価	
	エ) 安全管理、危機管理、個人情報保護等への対応	
⑤地域への貢献等	ア) 地域経済への配慮、環境への配慮、育児休業制度など子育てに配慮した取組、障がい者雇用等に対する団体としての取組	5
合 計		100

(5) 最低基準点の設定

指定管理候補者として選定されるための最低基準点を、以下のとおり設定します。

- 選定委員会：全委員の合計点数の100分の60以上の得点を得ること
- 選定会議：こども家庭課が選定基準等に基づき行う評価において100分の60以上の得点を得ること

これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、指定管理候補者として選定されない場合があります。

この場合、以下①、②のいずれかの方法により改めて候補者を選定することとします。なお、①、②によって決定しない場合は、③により選定することとします。

- ① 再公募を行う。
- ② 申請者から改めて事業計画書を提出していただき、それに基づき審査・選定する。
- ③ 最高得点の申請者を、事業計画内容の改善を条件に認める。

9 指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、宮崎県議会の議決を経て、指定管理者として指定し、その旨告示する予定です。

なお、正式に指定管理者として指定するまでの間に、指定管理候補者に事故ある場

合等は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理候補者を選定する場合があります。

(2) 協定の締結

① 指定管理者の指定の後、県と指定管理者は双方協議のうえで、指定管理業務に関し、指定期間中の基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとの「年度協定」を締結します。また、協定に定める事項について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項については、県と指定管理者が協議のうえ定めることとします。基本協定の主な内容は以下のとおりです。

- ・ 指定管理者が行う管理業務の範囲の詳細に関する事項
- ・ 指定管理者が行う管理業務の実施の詳細に関する事項
- ・ 県が支払う指定管理料に関する事項
- ・ 利用料金（納付金）に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担等の詳細に関する事項
- ・ 連絡体制、随時の報告、実地調査、利用者満足度調査等に関する事項
- ・ 指定の取消し等に関する事項
- ・ 管理業務の引継ぎ等に関する事項
- ・ 個人情報保護、情報公開に関する事項
- ・ 協定の変更に関する事項
- ・ その他施設の状況に応じて必要な事項

② 指定管理者が指定後、協定の締結までの間に次に示す事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ・ 正当な理由なく協定の締結に応じないとき
- ・ 財務状況の悪化等により指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- ・ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

10 リスク管理、責任分担に関する事項

県と指定管理者のリスク管理、責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

なお、詳細については、県と指定管理者が締結する協定で定めることとします。

なお、指定管理者が負担すべき事項については、県が特別の事情があると認めた場合は、その一部を免除することが出来る場合があります。

項目	内容等	県	指定管理者
① 施設、設備、備品、資料等の損傷など	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの（1件の修繕費が50万円程度未満のもの）		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの（1件の修繕費が50万円程度以上のもの）	○	
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
② 管理、運営に係る事故等による第三者への損害賠償	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
③ 不可抗力への対応	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象）に起因する施設修繕、事業中断等による経費増など	○	
	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務以外に発生した業務に係るもの（感染症等の影響による収入減、事業中断等による経費増を含む）	△	
④ 物価変動、金利変動、税制の変更による管理運営経費の増			○
⑤ 法制度の改正、行政的理理由による事業内容の変更等による運営経費の増	法制度の改正、政治、行政的理理由から、管理、運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費増など	○	
⑥ 事業終了時の対応（撤収・施設等の原状回復・引継ぎ）	指定期間が終了した場合、又は指定期間途中で取消しを受けた場合における撤収・施設等の原状回復・引継に関する費用		○

（注）△は別途、県との協議が必要

11 業務の引継に関する事項

(1) 現在の指定管理者からの引継

指定を受けた後、次期指定期間当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、現在の指定管理者から十分な事務引継及び業務の習得を行っていただきます。

また、指定期間開始前に事務引継等に要した費用は全て新たな指定管理者の負担とします。

(2) 指定期間終了後の次期指定管理者への引継

指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）又は指定が取り消されたとき等は、施設・設備等の原状回復、備品・管理に必要なデータ等の引き渡しとともに、県又は次期指定管理者に十分な事務引継等を行っていただきます。

12 管理運営状況の把握等に関する事項

県は、施設の適正な管理運営の確保等に努めるため、指定管理者に対し定期的に業務の実施状況や施設利用・収支状況等の報告を求めるとともに、実地調査を行うなど施設の管理運営状況の十分な把握に努めることとします。

また、指定管理者は、県民サービスの向上に資するために、意見箱の設置、アンケートの実施等により利用者の満足度や意見・苦情等を把握し、その結果を業務改善の反映に積極的に取り入れていただくこととします。

県では、指定管理者の業務が、管理の基準等を満たしていないと判断した場合、指定管理者に対し、必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

13 業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、県は指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、これにより県に生じた損害については、指定管理者は賠償するとともに、次期指定管理者が円滑な業務遂行ができるよう十分な事務引継等を行っていただく必要があります。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

天災、事故等の不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否等について、県と指定管

理者の間で協議を行うこととします。

14 その他管理運営にあたっての留意事項

- (1) 業務の運営上、青少年と接し、適切な指導・助言を行うことができる、以下のいずれかの条件を満たす者を、各施設に適正と考える人数を配置することが必要です。
 - ・ 教員免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく免許状）を有すること
 - ・ 社会教育主事資格（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基づく資格）を有すること
 - ・ 青少年団体等の活動で青少年に対する指導経験をおおむね 5 年以上有すること
- (2) 指定管理者が青少年自然の家の施設内に、当該施設の運営と密接な関係のない営利施設を設置する場合は、事前に県と協議することとし、その面積等に応じて公の施設の賃借料を支払っていただきます。
- (3) 事業所税等が課税されることがあります。この税負担が生じた場合には、指定管理者が負担することとなります。
- (4) 条例、教育関係条例、管理規則、その他関係法令を承知の上で申請してください。
- (5) 事務用机等県所有の備品は、指定管理者に無償で貸与されます。

15 様式・添付資料

- ・ 様式集（指定申請書等）
- ・ 資料（利用者数の推移、利用料金の過去の実績等）

16 問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1

宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課 青少年健全育成担当

T E L 0985-26-7041 F A X 0985-26-3416

E-mail kodomo-katei@pref.miyazaki.lg.jp